

Q キーワードで検索できます

奉行クラウド ヘルプセンター > 総務人事奉行クラウド > リリースノート

ヘルプを印刷

2024/05/15 (予定) 改正

所得税の定額減税（月次減税事務）に対応

トピック

- 所得税の定額減税（月次減税事務）に対応
 - 定額減税区分が追加

所得税の定額減税（月次減税事務）に対応

令和6年分所得税および令和6年度分個人住民税の定額減税が実施されます（所得税 30,000 円、住民税 10,000 円のあわせて 1 人あたり 40,000 円）。

令和6年6月1日以後最初に支払われる給与等（賞与含む）に対する所得税の額から定額減税額を控除（控除しきれない部分の金額は、以後令和6年中に支払われる給与等に対する所得税の額から順次控除）します。

改正に伴う当サービスの変更箇所は、以下をご確認ください。

定額減税区分が追加

配偶者を定額減税額の計算に含めるかを判定するために、[【社員情報】メニュー](#)の[【家族・所得税】](#)ページに定額減税区分が追加されました。

配偶者を定額減税額の計算に含める場合は、「1：対象」を選択します。

- 以下に該当する配偶者は、定額減税区分に「1：対象」が初期表示されます。
 - 扶養区分が「1：源泉控除配偶」
 - 居住者区分が「0：居住者」
 - 所得見積額が48万円以下
- 上記に該当しない場合は、定額減税区分に「0：対象外」が初期表示されます。

ただし、以下の場合は定額減税区分を変更する必要があります。

- 源泉控除対象配偶者であっても所得見積額を入力しておらず、同一生計配偶者ではない場合は、「0：対象外」に設定します。
- 配偶者の扶養区分が「0：控除対象外」であっても同一生計配偶者である場合で、社員から「源泉徴収に係る定額減税のための申告書」が提出され、配偶者を定額減税額の計算に含める場合は「1：対象」に設定します。

注意 当サービスでは「源泉徴収に係る定額減税のための申告書」は出力できません。

これに伴い、汎用データの社員情報データに項目が追加されます。

詳細は、「データ受入形式一覧表」をご参照ください。


対応メニュー


[社員管理 - 社員情報 - 社員情報] メニュー

[社員管理 - 社員情報 - 社員情報一括登録] メニュー

[社員管理 - 社員情報 - 社員情報データ作成] メニュー

[社員管理 - 社員情報 - 社員情報データ受入] メニュー

メインメニュー右上のから [汎用データ作成] メニューの「社員管理」の「社員情報データ作成」

メインメニュー右上のから [汎用データ受入] メニューの「社員管理」の「社員情報データ受入」

内容については、変更または次回以降へ延期する場合があります。